

農林水産省木材利用推進計画の実績について（平成28年度）

平成30年3月16日
農 林 水 産 省

農林水産省では、「新農林水産省木材利用推進計画」（平成22年12月策定、平成28年4月改定）に基づき、木材利用の拡大に取り組んでいるところです。今般、平成28年度の実施状況等を次のとおり取りまとめたので、お知らせします。

1 農林水産省及び関係機関の庁舎等の施設

○ 対象施設における実績

新築等における木造化や新築又は模様替えにおける内装等の木質化の実績は、以下のとおりである。

① 新築等における木造化

木造率は全体で43%となった。農林水産省本省では100%、森林管理局では100%、農政局では0%、独立行政法人では0%であった。

区分	新築等数	うち木造化が困難であると判断されるものを除いた数	うち木造	木造率	木材使用量	うち国産材（国産材率）
農林水産省本省	1	1(※)	1	100%	73.2m ³	73.2m ³ (100%)
農政局	25	1	0	0%	—	—
森林管理局	5	5	5	100%	58.9m ³	48.6m ³ (83%)
施設等機関等	2	0	0	—	—	—
独立行政法人	7		0	0%	—	—
計	40	14	6	43%	132.1m ³	121.8m ³ (92%)

注1：新築等数には、雑屋建(焼却炉上屋、温室等)の数は含まない。

注2：施設が必要とする機能等の観点から、木造化が困難であると判断される施設(頻繁に消毒液を使用し衛生的に管理する必要がある検疫所等)については、木造率算定の対象外とする。

(※) 当該建築物については耐火建築物であり、本来木造化が困難であると判断されるものであるが木造で整備を行ったもの。



中央合同庁舎第1号館南別棟（東京都千代田区）

② 新築等又は模様替えにおける内装等の木質化

木質化率は全体で38%となった。森林管理局では九州森林管理局庁舎等で内装等の木質化を行い、木質化率は100%となった。

区分	新築等又は 模様替え数	うち内装等 の木質化	木質化率	木材使用量	うち国産材 (国産材率)
農林水産省本省	1	1	100%	73.2m ³	73.2m ³ (100%)
農政局	27	8	30%	25.8m ³	14.8m ³ (57%)
森林管理局	9	9	100%	66.3m ³	56.0m ³ (84%)
施設等機関等	4	0	0%	—	—
独立行政法人	7	0	0%	—	—
計	48	18	38%	165.3m ³	144.0m ³ (87%)

注：施設を新築等により木造化したものは、内装等の木質化をしたものとしてカウントしている。



九州森林管理局庁舎
(熊本県熊本市)



兵庫森林管理署姫路森林事務所
(近畿中国森林管理局：兵庫県姫路市)



北陸農政局庄川左岸農地防災事業所中央管理所
(富山県砺波市)



九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所書庫
(福岡県久留米市)

2 農林水産省関係補助事業における建築物等の施設

○ 補助対象施設における実績

補助対象施設における木造化や内装等の木質化の実績は、以下のとおりである。

① 木造化

補助対象施設における木造率は全体では62%となった。

区分	新築等数	うち木造	木造率
生産局	30	15	50%
農村振興局	49	36	73%
林野庁	48	28	58%
水産庁	0	0	—
計	127	79	62%

② 内装等の木質化

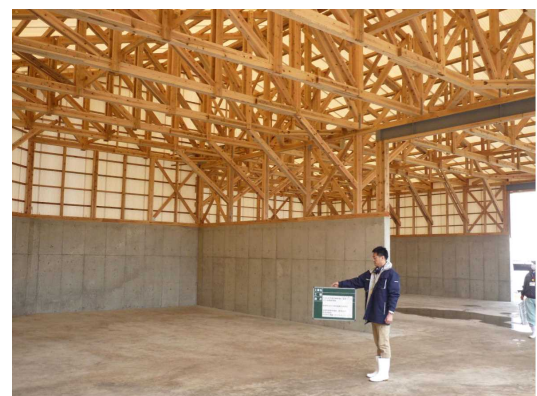
補助対象施設における木質化率は全体では67%となった。

区分	新築等又は模様替え数	うち内装等の木質化	木質化率
生産局	30	15	50%
農村振興局	49	39	80%
林野庁	50	33	66%
水産庁	0	0	—
計	129	87	67%

注：施設を新築等により木造化したものは、内装等の木質化をしたものとしてカウントしている。



黒松内町総合体育館（北海道）
[次世代林業基盤づくり交付金]



家畜飼養管理施設（宮崎県）
[強い農業づくり交付金]

3 農林水産省関係公共土木工事における工作物及び施設

○ 公共土木工事における実績

事業における木材の使用量や工作物及び施設の木製の割合の実績は、以下のとおりである。

① 事業における木材の使用量

木材の使用量の基準値（平成22年度～24年度に実施した工事費1億円当たりの木材使用量の平均）に対する倍率は、全体では0.9倍、林野庁では0.9倍、生産局では0.4倍、農村振興局では1.0倍、水産庁では0.3倍となった。

部局	木材使用量 (m ³) (A)	工事費総額 (億円) (B)	工事費1億円当たり の木材使用量(m ³) (C)=(A)/(B)	基準値(m ³) (D)	(C) / (D)
生産局	50	0.47	106	243	0.4
農村振興局	182,858	3,853	47	46	1.0
林野庁	149,431	1,676	89	99	0.9
水産庁	166	7.44	22	67	0.3
計	332,505	5,536	60	69	0.9

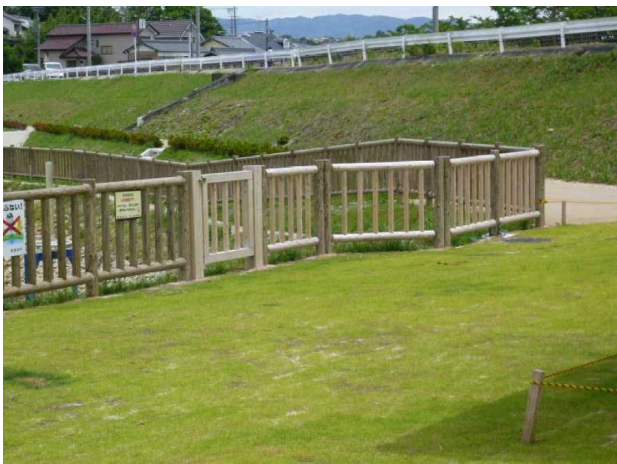
② 工作物及び施設の木製の割合

・都道府県への補助事業を含む（地方単独事業は含まない）。

(ア) 柵工

木製の割合は全体では88%、林野庁では100%、生産局が73%、農村振興局が68%、水産庁が0%となった。

部局	施工量 (m)	うち木製 (m)	木製の割合	木材使用量 (m ³)
生産局	29,928	21,910	73%	50
農村振興局	4,010	2,727	68%	91
林野庁	53,401	53,244	100%	3,426
水産庁	958	0	0%	0
計	88,297	77,881	88%	3,567



転落防止柵（愛知県尾張旭市）
[水環境整備事業]



木柵（愛媛県今治市）
[中山間地域総合整備事業]

(イ) 残存型枠

木製の割合は全体では16%、林野庁では100%、農村振興局が100%、水産庁が0%となった。

水産庁については、施工箇所が水中であったため、コンクリート製を使用した。

部局	施工量 (基)	うち木製	木製の割合	木材使用量 (m ³)
生産局	0	0	—	0
農村振興局	1	1	100%	10
林野庁	914	914	100%	33,535
水産庁	4,645	0	0%	0
計	5,560	915	16%	33,545



残存型枠工 (熊本県八代市)
[予防治山事業]

(ウ) 標識工

木製の割合は全体では100%、林野庁では100%、農村振興局では100%、水産庁で99%であった。

部局	施工量 (枚)	うち木製	木製の割合	木材使用量 (m ³)
生産局	0	0	—	0
農村振興局	1,868	1,863	100%	92
林野庁	4,138	4,124	100%	554
水産庁	419	416	99%	26
計	6,425	6,403	100%	672

(エ) 視線誘導標

木製の割合は94%となった。

部局	施工量 (基)	うち木製	木製の割合	木材使用量 (m ³)
生産局	0	0	—	0
農村振興局	58	30	52%	0
林野庁	920	920	100%	38
水産庁	32	0	0%	0
計	1010	950	94%	38



工事用看板 (滋賀県東近江市大中町)
[国営施設応急対策事業]



視線誘導標の例

4 農林水産省及び関係機関における備品及び消耗品

○ 対象物品における実績

備品における木製品の割合及び消耗品における間伐材を使用したものの割合の実績は、以下のとおりである。

① 事務机

木製品の割合は全体では39%、林野庁では100%、林野庁以外の本省では42%、農政局では4%、森林管理局では96%、施設等機関等では79%となった。

部局	導入数 (個)	木製品 (個)	木製品の割合	非木製品 (個)
林野庁	66	66	100%	0
林野庁以外の本省	74	31	42%	43
農政局	276	11	4%	265
森林管理局	25	24	96%	1
施設等機関等	94	74	79%	20
計	535	206	39%	329

② 会議机

木製品の割合は全体では45%、林野庁以外の本省では0%、農政局では45%、森林管理局では100%、施設等機関等では33%となった。

部局	導入数 (個)	木製品 (個)	木製品の割合	非木製品 (個)
林野庁	0	0	—	0
林野庁以外の本省	15	0	0%	15
農政局	148	66	45%	82
森林管理局	15	15	100%	0
施設等機関等	3	1	33%	2
計	181	82	45%	99

③ 書 棚

木製品の割合は全体では10%、林野庁では100%、林野庁以外の本省では0%、農政局では2%、森林管理局では54%、施設等機関等では0%となった。

部局	導入数 (個)	木製品 (個)	木製品の割合	非木製品 (個)
林野庁	3	3	100%	0
林野庁以外の本省	25	0	0%	25
農政局	199	3	2%	196
森林管理局	39	21	54%	18
施設等機関等	12	0	0%	12
計	278	27	10%	251

④ コピー用紙

間伐材を使用したものの割合は全体では96%、林野庁では100%、林野庁以外の本省では99%、農政局では94%、森林管理局では100%、施設等機関等では76%となった。

部局	導入数 (枚)	うち間伐材を使用したもの (枚)	間伐材を使用したものの割合	その他の製品 (枚)
林野庁	11,975,000	11,975,000	100%	0
林野庁以外の本省	115,410,000	114,364,000	99%	1,046,000
農政局	147,056,800	138,827,300	94%	8,229,500
森林管理局	51,835,200	51,760,000	100%	75,200
施設等機関等	15,987,950	12,134,000	76%	3,853,950
計	342,264,950	329,060,300	96%	13,204,650



間伐材を使用した製品 (コピー用紙)

⑤ 業務用茶封筒

間伐材を使用したものの割合は全体では91%、林野庁では100%、林野庁以外の本省では93%、農政局では90%、森林管理局では86%、施設等機関等では98%となった。

部局	導入数 (枚)	うち間伐材を使用したもの (枚)	間伐材を使用したものの割合	その他の製品 (枚)
林野庁	47,490	47,490	100%	0
林野庁以外の本省	454,470	423,420	93%	31,050
農政局	1,922,933	1,739,895	90%	183,038
森林管理局	407,465	350,375	86%	57,090
施設等機関等	261,040	255,820	98%	5,220
計	3,093,398	2,817,000	91%	276,398

⑥ 名刺用紙

間伐材を使用したものの割合は全体では85%、林野庁では100%、林野庁以外の本省では92%、農政局では55%、森林管理局では100%、施設等機関等では31%となった。

部局	導入数 (枚)	うち間伐材を使用したもの (枚)	間伐材を使用したものの割合	その他の製品 (枚)
林野庁	1,210	1,210	100%	0
林野庁以外の本省	679,450	627,850	92%	51,600
農政局	177,589	98,159	55%	79,430
森林管理局	33,660	33,660	100%	0
施設等機関等	4,710	1,440	31%	3,270
計	896,619	762,319	85%	134,300

⑦ フラットファイル

間伐材を使用したものの割合は全体では94%、林野庁では96%、林野庁以外の本省では99%、農政局では95%、森林管理局では94%、施設等機関等では59%となった。

部局	導入数 (枚)	うち間伐材を使用したもの (枚)	間伐材を使用したものの割合	その他の製品 (枚)
林野庁	1,121	1,071	96%	50
林野庁以外の本省	40,122	39,742	99%	380
農政局	252,505	240,294	95%	12,211
森林管理局	91,076	85,395	94%	5,681
施設等機関等	8,980	5,280	59%	3,700
計	393,804	371,782	94%	22,022



間伐材を使用した製品（フラットファイル）

⑧ チューブファイル

間伐材を使用したものの割合は全体では81%、林野庁では85%、林野庁以外の本省では83%、農政局では88%、森林管理局では73%、施設等機関等では35%となった。

部局	導入数 (冊)	うち間伐材を使用したもの (冊)	間伐材を使用したものの割合	その他の製品 (冊)
林野庁	1,435	1,223	85%	212
林野庁以外の本省	13,260	11,013	83%	2,247
農政局	24,849	21,876	88%	2,973
森林管理局	10,930	7,954	73%	2,976
施設等機関等	2,590	907	35%	1,683
計	53,064	42,973	81%	10,091

⑨ 印刷物

間伐材を使用したものの割合は全体では17%、林野庁では85%、林野庁以外の本省では2%、農政局では19%、森林管理局では69%、施設等機関等では27%となった。

部局	導入数 (部)	うち間伐材を使用したもの (部)	間伐材を使用したものの割合	その他の製品 (部)
林野庁	157,759	134,099	85%	23,660
林野庁以外の本省	2,955,747	70,650	2%	2,885,097
農政局	5,595,836	1,089,068	19%	4,506,768
森林管理局	118,269	81,765	69%	36,504
施設等機関等	782,661	210,526	27%	572,135
計	9,610,272	1,586,108	17%	8,024,164

⑩ 各種会議における飲料

間伐材を使った飲料用紙製缶（カートカン）を使用したものの割合は全体では50%、林野庁では100%、林野庁以外の本省では50%、農政局では3%、森林管理局では81%、施設等機関等では74%となった。

部局	導入数 (本)	うち間伐材を使用 したもの（カート カン）（本）	間伐材を使用し たもの（カート カン）の割合	その他の製品 (本)
林野庁	689	689	100%	0
林野庁以外の本省	7,810	3,924	50%	3,886
農政局	2,596	81	3%	2,515
森林管理局	2,243	1,817	81%	426
施設等機関等	564	420	74%	144
計	13,902	6,931	50%	6,971



間伐材を使用した製品（カートカン）

5 木材利用の推進のために必要な取組と実績

項目	具体的取組
<p>需要サイドのニーズに対応した供給体制の整備</p>	<p>大口の需要者への円滑な木材供給を図るため、木材業者の連携等による乾燥材、針葉樹合板、集成材、丸棒製品等に加え、木質耐火部材やCLT等の新たな木質部材の安定供給を促進する。</p> <p>(実績) 需要者ニーズに的確に対応した地域材の安定的・効率的な供給体制の構築や、地域材の競争力強化に資する木材加工流通施設の整備を支援。</p> <p>また、需要に応じた品質・数量の地域材を安定的・効率的に供給する体制の構築を図るため、原木供給可能量の拡大、協定取引の推進、原木の受入規格の調査の実施等を含めた構想の実現等に向け民有林と国有林が連携した協議会を設置。また、各森林管理局において、国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む合板・集成材工場等と協定を締結し、それに基づいて間伐材等の国有林材を安定的に供給するシステム販売を実施（28年度システム販売実績：178万m³ 素材のみ）。</p> <p>木材製品の規格化の推進等により木材の調達の容易化を図る。</p> <p>(実績) 中大規模建築物の横架材等として利用することができ柱材を積層接着した「接着重ね材」等のJAS規格原案の作成に向けた取組を実施。</p>
<p>木材需給のマッチングに向けた取組</p>	<p>国産材の安定供給体制の構築に向けた需給情報連絡協議会を活用し、木材需給のマッチングを図る。</p> <p>(実績) 国、都道府県、素材生産者、流通関係者、製材業者や苗木生産者等からなる全国7箇所（2回（中央需給情報連絡協議会は1回））の需給情報連絡協議会を開催し、国産材の需給情報を収集・共有。</p>
<p>木材利用に係る技術開発</p>	<p>需要者ニーズに対応しつつ、木材の特性を活かした加工技術の開発、新商品の開発等の取組を推進する。</p> <p>(実績) 中大規模木造建築に必要な耐火性能を満たす木質部材の開発や施工性に優れたCLT接合金物等の技術開発を実施するとともに、一般流通材を活用した横架材の開発等を支援。</p>
<p>木造と他の構造との間の総合的比較評価</p>	<p>木造とRC造等他の構造との間の建設コストや省エネルギー効果、健康面への影響等にかかる総合的比較評価を実施する。</p>

	<p>(実 績) 木造建築物等の健康面への効果や省エネ性能の定量化に向けた調査等を実施。</p>
土木分野における木材利用の促進	<p>地盤改良用木杭や残存型枠等の全国的な普及等を通じて土木分野における木材利用を促進する。</p> <p>(実 績) 土木分野における木材利用を促進するため、地盤改良用木杭及びコンクリート型枠用合板について、全国的な実証、ワークショップ等を通じた普及の取組を支援。</p> <p>木製構造物の設計価格の積算に必要な標準歩掛等の追加を行い、木製構造物の採用及び施工を促進する。</p> <p>(実 績) 林野公共事業における木製構造物に関する歩掛等を充実。(木製構造物の施工歩掛は、標準歩掛42工法、暫定歩掛171工法)</p>
木材利用推進に関する人材育成	<p>耐火建築物等への木材利用を促進するため、木材を利用した建築物に携わることができる設計者等を育成する。</p> <p>(実 績) 中大規模建築物の木造化・木質化に必要な知見を有する建築士を育成する取組を支援。</p>
木造化等に関する情報の収集・提供	<p>一般流通部材を活用する等して低コスト化を図った施設や、メンテナンス性の向上に配慮した施設等の優良事例に関する情報を収集し、適切な手段を用いて的確に提供する。</p> <p>(実 績) 価格・品質競争力を持つ一般流通部材を活用した中大規模木造建築物の設計情報や技術の普及活動を支援。内外装への木材利用を推進するため「建築物における木材の現し使用の手引き」の発行を支援。</p>
木材利用推進に関する具体的な説明の実施	<p>関係部局の土木工事の担当者等を対象とした、木材を利用する設計、施工に係る実践的、実務的な講習会の開催等を行う。</p> <p>(実 績) 5月に各森林管理局及び都道府県の設計・積算等担当者を対象に設計・積算等説明会を開催し、追加及び見直しした木製構造物に関する歩掛等について説明・周知。</p> <p>森林管理局及び森林管理署が、地方農政局等の農林水産省の地方出先機関や関係機関に対し、木材の調達方法等木材利用推進に関する具体的な説明を行う。</p> <p>(実 績) 各森林管理局が都道府県の協議会等と連携し、地方農政局、</p>

	<p>国土交通省地方整備局等に対して、木材の利用拡大に関する要請活動を実施。</p> <p>森林管理局及び森林管理署が、必要に応じて地方段階の都道府県の担当者会議等の場において、都道府県の林務担当部局と連携・協力し、木材の調達方法等木材利用推進に関する具体的な説明を行う。</p> <p>(実績) 森林管理局及び森林管理署等が都道府県や市町村等の関係機関に対し、各種会議や協議会、意見交換等の機会に木材利用拡大に関する具体的な説明や市町村における木材利用推進方針の作成等を要請。</p>
<p>木材利用推進のための問合せ窓口による対応</p>	<p>農林水産省関係補助事業対象施設の木造化、内装等の木質化等を一層推進するために、木材利用推進中央協議会に設置された問合せ窓口により各種問合せに対応する。</p> <p>(実績) 木材利用推進中央協議会に設置した問合せ窓口により、実需者から間伐紙の入手先の照会や、ホームページで紹介できる優良な木造施設の事例などに関する問合せに対応。</p>

6 今後の取組

- 林野庁は、各局庁、地方組織、関係機関に対し、様々な場を活用し、改めて木材利用の意義、必要性を周知徹底する。
- 林野庁は、木材・木製品（割り箸を含む）の利用事例、地域材を活用した公共建築物の優良事例、木造化のコスト分析結果や新たな技術開発成果について、各組織に対し積極的に情報開示を行いつつ、庁舎内等でのさらなる推進を図る。
- 林野庁は、取組の不十分な組織等に対して、事情を聴取したうえ、必要な改善策の検討を求める。
- 各組織は、木材の利用がコスト面で対応し難いと思われる場合、自らのみで判断することなく、林野庁と相談して対応する。
- 林野庁は、合法木材等を使用する業者、業界に対して、コスト低減、ニーズに合った製品づくり・供給を更に働きかける。また、各組織に対して製品等の情報提供を積極的に行う。
- 契約担当部局は、単価契約の物品に必ず「合法木材等を使用した製品」等を入れる。